

府子本第 451 号
2 文科初第 2117 号
子発 0331 第 8 号
令和 3 年 3 月 31 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公 印 省 略)

文部科学省初等中等教育局長
(公 印 省 略)

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」の一部改正について

特定教育・保育等に要する費用の額の算定については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成 28 年 8 月 23 日付け府子本第 571 号、28 文科初第 727 号、雇児発 0823 第 1 号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）により行われているところであるが、今般、上記通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

都道府県知事におかれては、管内の市区町村に対して遅滞なく周知を図られたい。